

17 官業改革

(1) 国からの財源措置等が巨額な独立行政法人の改革

独立行政法人農畜産業振興機構

<「農林水産業」(1) に前掲> (官業オ)

独立行政法人水資源機構

水資源機構については、中長期的にはその業務がダム、用水路等の施設の建設からそれらの維持管理や改築・更新へ順次移行すると見込まれるが、次期中期計画期間においては、現在実施中の建設事業の工程管理・コスト管理を厳格に行うとともに、同機構の事業全体の計画的な推進を図り、一層の組織の合理化、総人件費の削減やその他のコストの縮減に取り組む。【平成19年結論、次期中期目標期間中に措置】(官業ア a)

機構における業務については、既にその一部について民間委託を行っているところであるが、「民間にできることは民間に」との原則を徹底すべく業務の総点検を実施し、一層の民間委託を推進する。【次期中期目標期間中に措置】(官業ア b)

独立行政法人住宅金融支援機構

住宅金融支援機構が提供する証券化支援ローンに関しては、業務運営の効率化による調達コストの低減及び標準的な指標銘柄たる機構MBSの継続的・安定的発行を通じ証券化市場の育成・拡大に引き続き努める一方で、民間金融機関のリスク評価、負担能力を育成し、将来的な金利変動による国民経済的コストを縮小する観点から、保証型スキームに関し、オリジネーターである民間金融機関の利用者に対する審査の的確性を確保しつつ活用を促す方策等を検討する。【平成20年度結論、平成21年度措置】(官業オ a)

また、8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、対象としないこととする。【平成19年度以降逐次実施】(官業オ b)

(2) その他の独立行政法人の改革

独立行政法人国民生活センター

消費者トラブルが長期的に増加し続け、その内容も多様化・複雑化している中、ADR法の施行による民間ADRが行う調停や斡旋等の手続の利便性の向上等によ

り、今後、紛争処理機関としての役割を民間ADRが担うことが期待されている。こうした状況下にあつて、国民生活センターという公的主体がADR機能を果たすこととする場合には、民間ADRの発展を阻害することがないようにするとともに、文書提出要求権、出頭要求権を強制的権限とすることの是非について、制度設計に当たって慎重に検討する。【平成19年度結論、平成20年度措置】(官業ウ)

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

<「農林水産業分野」(1) イに前掲> (官業ウ)

独立行政法人森林総合研究所

<「農林水産業分野」(2) イに前掲> (官業ウ)

独立行政法人航空大学校

航空大学校の授業料については、広く人材を発掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大の可能性について検討する。【平成20年結論、以降速やかに措置】(官業ウ a)

操縦士の養成については、民間での養成も行われている現状にかんがみ、航空大学校においては、民間養成機関への技術支援にも重点を置く。【平成20年度以降逐次措置】(官業ウ b)

また、将来において、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、航空大学校の業務の在り方について、検討を開始する。【平成20年度以降検討、平成22年度結論】(官業ウ c)

(3) 既往の官業改革のフォローアップ

独立行政法人

ア 独立行政法人緑資源機構

緑資源機構が行っている水源林造成事業については、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつ、その結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討する。【平成20年措置】(官業才 b)

緑資源幹線林道事業については、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)の趣旨にしたがい、事業移管後の残区間に関する新規事業採択に当たっては、農林水産省において費用便益分析を含む厳格かつ客観的な評価基準を設定した上で、地方公共団体に十分な分析を求め、本基準を満たした事

業のみ採択することで、徹底した事業の効率化を図る。【平成 20 年措置】(官業オ e)

また、透明性を確保する観点から、これらの評価基準、地方公共団体による分析結果、事業採択の結果等について、情報開示を徹底する。【平成 20 年措置】(官業オ f)

イ 独立行政法人航海訓練所

(ア) 自己収入の拡大

航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、委託機関との間で協議する。【平成 20 年度措置】(官業ウ a)

また、今後、事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施または航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討する。【平成 20 年度結論】(官業ウ b)

(イ) 社船実習の活用

現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認める。【平成 20 年度措置】(官業ウ c)

(ウ) 帆船実習の在り方

航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務付けられているが、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。【平成 20 年度措置】(官業ウ d)

(エ) 遠洋航海等を希望しない学生への措置

現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の 6 か月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来たすことのない

よう、必要な措置について、関係府省と協議する。【平成 20 年度結論】(官業ウ e)

(オ) 船隊構成の見直し

内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。【平成 23 年度までに措置】(官業ウ f)

ウ 独立行政法人空港周辺整備機構

(ア) 緑地造成事業【平成 21 年度措置】

空港周辺整備機構は、緑地造成事業として、移転補償により生じる移転補償跡地について、周辺地域への騒音を軽減・防止する効果が高い緑地帯その他緩衝地帯として、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)を受け策定した空港周辺整備基本方針を踏まえ、国からの委託を受け、造成・植栽を行ってきたところであるが、平成 20 年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。(官業オ a)

(イ) 再開発整備事業【平成 21 年度措置】

空港周辺整備機構は、地元住民のニーズを踏まえながら、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設を建設することにより、第一種区域内の再開発整備事業を行っている。今後は、土地保有リスクを回避するため、譲渡型事業を採択せず、貸付型事業に限り、併せて、さらなる民間事業者の活用等の検討を行う。(官業オ b)

(ウ) 代替地造成事業【平成 21 年度措置】

代替地造成事業については、空港周辺整備機構自ら代替地を造成し提供する方法から、土地保有リスクを回避する方法に移行している状況にかんがみ、移転補償を実施する上で、移転先の不動産情報の提供を行うこと等に配慮しつつ、平成 20 年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で廃止を前提に見直す。(官業オ c)

(エ) 民家防音事業

民家防音事業は、事業費の縮減を図るため、空調機工事単価の大幅な削減、競争入札の導入、事務手続の迅速化・効率化を行う。**【平成 20 年度措置】**(官業オ d)

さらに、制度開始以来数十年が経過し空調機が全国的に普及してきた現状等にかんがみ、平成 20 年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で、今後の在り方について抜本的に検討する。**【平成 21 年度措置】**(官業オ e)

(オ) 移転補償事業【平成 21 年度措置】

空港周辺整備機構が行う移転補償事業については、平成 20 年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。(官業オ f)

エ 独立行政法人都市再生機構

機構の保有する 77 万戸の賃貸住宅の適正化に向け、建替え・集約等に伴う規模縮小等を図るため、都市再生機構法(平成 15 年 6 月 20 日法律第 100 号)第 26 条第 1 項第 2 号の要件を厳格に運用し建替事業を厳選した上で、賃貸住宅の削減戸数を明確にする。**【平成 19 年度措置済】**(官業ア g)

また、機構は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年 7 月 6 日法律第 112 号)に基づき、セーフティネットとして一定の役割を果たすよう努めることが明確となったが、本業務について、国民への説明責任を果たすために、例えば、減額家賃適用入居者の数、家賃減額の総額等を公表する。**【平成 19 年度措置】**(官業ア j)

特別の法律により設立される民間法人

ア 中央職業能力開発協会

中央職業能力開発協会が実施する技能検定については、検定職種の統廃合・新設、民間参入を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行う。

上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間 100 名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込む。

また、検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにする。**【平成 20 年度措置】**(官業イ b)

さらに、技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討する。**【平成 20 年度結論】**(官業イ c)

公益法人（指定法人）

ア 財団法人介護労働安定センター

介護労働安定センターが実施している訪問介護員養成研修 2 級育成講習に関しては、同種の講習を多くの民間教育訓練機関等が実施している現状にかんがみ、民間教育訓練機関等での実施体制が整ったと判断されることから、介護労働安定センターは当該講習の実施から速やかに撤退する。**【平成 19 年度措置】**(官業オ a)

また、介護労働安定センターが実施している介護職員基礎研修（500 時間コース）に関しては、現在民間の教育訓練機関等で実施しているところは存在しないが、介護労働安定センターが蓄積している研修ノウハウを民間に移転し、民間の教育訓練機関等の参入を促しつつ、早期に撤退する。**【平成 20 年度以降措置】**(官業オ b)

国が直接実施する事務・事業

ア 防衛施設

防衛施設については、P F I 事業を含めた民間開放を着実かつ迅速に推進するため、防衛施設全体を対象として、民間開放の指針を定めるとともに、中長期的な計画を策定し、進捗管理及びその公開をしつつ、その実施を図る。その際、全体の計画とともに、民間開放を検討している施設ごとに行うべき作業とその期限を明確化した個別の計画も具体化し、その実施を図る。**【平成 20 年計画策定、以降速やかに措置】**(官業ア a)